

緊急事態宣言に伴う臨時休業解除後の教育方針

三つの基本方針

- 1 子供たちの学びを最大限に保障する。
あらゆる手段で、子供たち誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障するという観点に立って、教育活動を推進する。
- 2 子供たちの心のケアを進めるとともに、豊かな心を育む。
児童・生徒の心理的なストレスに適切に対応するとともに、他人を思いやる心や、人権を尊重する心など、子供たちの豊かな人間性や社会性を育む。
- 3 学校内外における感染対策を徹底し、感染予防に努める。
「新しい生活様式」を踏まえた教育活動を実施することで、感染予防を徹底し、子供たちの健康の維持と、新たな生活習慣の確立につなげる。

〔基本方針の考え方〕

- 1 子供たちの学びを最大限に保障する。
 - (1) 各教科等における指導目標が達成できるよう、指導計画を柔軟に見直しながら教育活動を行う。
各教科においては、指導目標が達成できるよう、指導内容や方法などを工夫するとともに、長期休業期間の短縮、土曜日の活用、学校行事の重点化や準備時間の縮減等により、授業時数の確保に努める。特に、進路指導への配慮が必要な最終学年の児童・生徒に対しては、児童・生徒の負担や学校の指導体制など学校の実態を踏まえ、補充のための指導や個別の補習などを行う。
様々な取組をしてもなお、年度当初に予定していた内容の指導を年度内に終えることが困難な場合の対応については、学校は、指導室と十分連携を図りながら対応する。
 - (2) C T機器を活用した学習を推進する。
効果的な学習指導を推進するため、授業等における C T機器の積極的な活用を推進する。また、今後の感染状況によって想定される再度の臨時休業や分散登校に備え、 C T環境の整備を進め、オンライン学習コンテンツの活用を推進するとともに、各学校において授業動画や学習動画を作成・配信することなどにより、家庭での学習の充実を図る。
 - (3) 感染予防のための欠席等に対して配慮する。
学校再開後、保護者から児童・生徒の感染予防のために欠席させる等の相談があった場合は、個別の事情を丁寧に聞き取り、出欠の取扱い等について学校として可能な配慮を行う。また、やむを得ず出席できなかった児童・生徒に対して、指導計画を踏まえた家庭学習を課すとともに、家庭訪問の実施等、様々な手段を通じて学習の状況や成果を把握する。

2 子供たちの心のケアを進めるとともに、豊かな心を育む。

(1) 児童・生徒の状況を的確に把握する。

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童・生徒の状況を的確に把握し、健康相談の実施やスクールカウンセラーによる支援などにより、心の健康問題に適切に対応する。

(2) 他人を思いやる心や人権を尊重する心など、子供たちの豊かな人間性や社会性を育む。

新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者とその家族、医療従事者や、社会機能の維持に当たる方の使命感や献身的な努力について理解を深めるなど、人権教育、道徳教育の一層の充実を図る。

3 学校内外における感染対策を徹底し、感染予防に努める。

(1) 「新しい生活様式」を踏まえた教育活動を実施する。

「新しい生活様式」を踏まえ、学校生活におけるマスクの着用を励行し、身体的距離の確保や教室等の換気、こまめな手洗いなど、全ての教育活動において感染対策を講じる。

なお、密閉状態での歌唱指導や児童・生徒が密集する運動など、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については行わない。

(2) 感染症に関する効果的な予防方法を身に付けさせる。

学校再開後、早期に、児童・生徒に対して、新型コロナウイルス感染症対策等、新型コロナウイルスに関する正しい知識を身に付けさせるとともに、児童・生徒が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、学校医などと連携しながら学習を進め、学校や家庭において具体的な行動につながるようにする。

〔状況に応じた方針の見直しについて〕

新型コロナウイルスに関する医学的な対応が十分に確立していない状況に鑑み、本方針は状況に応じて柔軟かつ適切に見直すとともに、子供たちの生命や身体の安全を優先して対応する。